

新型コロナウイルスに係る保険料の減免基準のQ & A

Q：「重篤な傷病」の定義如何。

A：1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいう。

Q：新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負ったことについて、何により確認を行えばよいか。

A：医師による死亡診断書や診断書等により確認します。

Q：新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは、どのような場合を指すのか。

A：組合員に対する迅速な支援の観点から、組合員の事業収入または給与収入等の減少が見込まれ、当該減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）については「見込み」で判断することも可とします。例えば、申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収入の見通しを立てていただくこととなります。令和元年の収入額や所得額は、確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどを用い算出することとなります。

また、国や県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算に含めないこととします。

なお、前年に比べて減少割合が10分の3未満の場合は、減免対象者とは見なしません。

※確定申告等が未申告で前年度の所得が証明できない方は、申請対象外となります。

Q：新型コロナウイルス感染症となり、申請が出来ない状態である場合にはどうすればいいのか？

A：対象組合員の収入が減少することが明らかな場合には、地域組合長の代理申請による「新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請書」の提出で保険料の減免を行います。

Q：減免が適用されるのは、家族も合わせた世帯全員の保険料の減免と捉えてもいいのか？

A：国保組合では、組合員とその家族で保険料額を捉えているので、減免する

保険料は、組合員世帯全員分の保険料（医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分）に対して適用します。

Q：減免が適用されるのは、いつの期間なのか？

A：国は、組合員に対する支援の観点から、令和3年3月31日までに納付期限となる保険料としています。

よって、組合員が新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けた月から令和3年2月分保険料（当国保は、在籍月末保険料を翌月納付としているため）までを減免対象とします。

なお、減免適用者がすでに納付した減免対象保険料については、地域建築組合を通じて返金いたします。

Q：申請は、何処にするのか？

A：所属の地域建築組合を通じて申請書（様式 71）に必要書類を添付して提出願います。

・事業主の場合：申請書（様式 71）と令和元年分確定申告書の写し、令和2年申請時点までの営業収入の帳簿により年間を通じた見通し表

・給与者の場合：申請書（様式 71）と令和元年分源泉徴収票の写し、和2年申請時点までの給与表と年間を通じた見通し表、

なお、いずれも保険金等の補填がある場合は含めて算出することになります。

また、組合員が重篤等で申請できない場合には、地域建築組合長による代理申請も可とします。